広報　北条砂丘

平成１４年５月発行　No.７

編集・発行　北条砂丘土地改良区　東伯郡北条町下神1108-1
TEL(0858)36-2004・2620　TEL/FAX(0858)36-2620

第５１回　通常総代会開催

平成１４年３月２２日午後１時３０分より、北条砂丘土地改良区会議室において、北条町 宇山助役、大栄町 長谷川産業課長補佐のご臨席を賜り、第５１回通常総代会を開催しました。

総代５１人(定数６５人、出席率７８％)の出席をいただき、議長には北条町西新田場の枡田富裕総代が選出され、提出された２２議案を原案のとおり承認し午後２時５０分閉会しました。

濱根理事長は「農業情勢が厳しい中、役職員一丸となって適正な運営に努力していく。老朽化した畑かん施設の更新とともに砂丘営農の活性化を図るため、今年は中北条地区組合員の９１％の同意を得て事業採択となり、３地区揃って県営畑地帯総合整備事業に着手することとなった。また、高齢化、後継者不足が進んでいるが、このたびの畑総事業関連ソフト事業を活用して、担い手農家の農地集積推進、育成に頑張っていく。」ことを要旨とした挨拶を行いました。

なお、提出議案のうち平成１２年度決算及び平成１４年度予算の概要は下記のとおりです。

《平成１２年度　一般会計決算》

（収　入）

科目	決算額	付記
１組合費	125,270,352円	経常賦課金、特別賦課金
２助成金	8,951,268	町補助金
３財産収入	20,342	預金利子
４使用料手数料	511,340	施設使用,手数料
５繰入金	18,861,048	特別会計から経常費他繰入
６長期借入金	42,855,000	平準化事業費
７雑収入	16,916,993	手数料　他
８維持管理適正化事業	4,635,000	県土連事業交付金
９事業推進費	3,500,000	畑総ソフト事業
10繰越金	430,649	前年度繰越金
合計	221,951,992	

（支　出）

科目	決算額	付記
１事務費	29,641,278円	事務費、総代会費
２事業費	26,958,955	適正化事業　他
３負担金	26,887,000	県土連負担金
４維持管理費	41,234,321	揚排水管理費
５償還金及び利子	92,323,272	ほ場整備,かん排,平準化償還
６繰出金	2,000,000	職員退職給与金
７諸費	2,630,049	賦課金徴収手数料　他
８予備費	0	
合計	221,674,875	

差引残額　277,117円は翌年度に繰越

《平成１２年度 決済金特別会計決算》

（収　入）

科目	決算額	付記
１決済金	19,424,253円	5.5ha地区除外
２雑収入	434,822	預金利子　他
３繰越金	201,104,119	前年度繰越金
合計	220,963,194	

（支　出）

科目	決算額	付記
１繰出金	18,861,048円	一般会計繰出金
２繰越金	202,102,146	次年度繰越金
合計	220,963,194	

《平成１２年度　職員退職給与金特別会計決算》

（収　入）

科目	決算額	付記
１一般会計繰入金	2,000,000円	
２雑収入	59,748	預金利子
３繰越金	33,235,662	前年度繰越金
合計	35,295,410	

（支　出）

科目	決算額	付記
１退職給与金	0円	
２繰越金	35,295,410	次年度繰越金
合計	35,295,410	

《平成１２年度　財産目録》

平成１３年５月３１日調整

摘要	金額
【資　産】	円
流動資産	**2,998,660**
（１）現金及び預金	277,117
（２）未収賦課金(維持管理費、ほ場整備事業、かんがい排水事業)	2,721,543
特定資産	**237,397,556**
（１）職員退職給与積立金見返預金	35,295,410
（２）転用決済金積立金見返預金	202,102,146
基本資産	**8,000**
（１）鳥取中央農業協同組合出資金	8,000
固定資産	
事務所及び水槽 3,459㎡	
江北貯水槽 1,081㎡	
由良東浜排水機場、溜池 440㎡	
由良西浜揚水機場、貯水槽 2,666㎡	
雑種地 1,015㎡	
資産合計	**240,404,216円**

摘要	金額
【負　債】	円
長期負債	**460,582,384**
（１）農林漁業金融公庫(ほ場整備事業)	37,160,546
(畑地帯総合整備事業)	26,775,000
（２）鳥取中央農業協同組合北条町支所(償還平準化事業)	70,730,000
(ほ場整備事業)	24,781,959
(かんがい排水事業)	301,134,879
積立金	**237,397,556**
（１）職員退職給与引当金積立金	35,295,410
（２）転用決済金積立金	202,102,146
負債合計	**697,979,940円**

組合員の財産であります土地改良施設の維持管理には、多額の費用がかかっております。土地改良区では今後とも適正な維持管理に万全を期したいと考えておりますが、近年パイプの破損事故が多発しております。

漏水を発見されたり、いつもより水の出が悪いなど異常があれば、改良区まで至急ご連絡下さい。

（電話３６－２００４，３６－２６２０）

《平成１４年度　一般会計予算》

（収　入）

科　　　目	予　算　額	付　　　記
１組　合　費	130,168千円	経常賦課金、特別賦課金
２助　成　金	9,451	町補助金
３財　産　収　入	10	預金利子
４使用料及び手数料	81	土地使用料、手数料　他
５繰　入　金	20,102	特別会計から経常費他繰入
６長　期　借　入　金	57,990	償還平準化事業、畑総事業
７雑　収　入	103	過年度未収金　他
８維持管理適正化事業	3,744	県土連事業交付金
９事　業　推　進　費	8,100	畑総ソフト事業
10繰　越　金	400	前年度繰越金
合　　計	230,149	

（支　出）

科　　　目	予　算　額	付　　　記
１事　務　費	30,486千円	事務費、総代会費
２事　業　費	15,010	維持管理適正化事業　他
３負　担　金	44,530	畑総事業、県土連負担金
４維持管理費	38,495	揚水管理費 他
５償還及び利子	96,493	ほ場整備,かん排,畑総、平準化
６繰　出　金	2,005	職員退職給与金　他
７諸　費	2,730	賦課金徴収手数料　他
８予　備　費	400	
合　　計	230,149	

《平成１４年度 決済金特別会計予算》

（収　入）

科　　　目	予　算　額	付　　　記
１決　済　金	7千円	地区除外
２雑　収　入	235	預金利子　他
３繰　越　金	205,659	前年度繰越金
合　　計	205,901	

（支　出）

科　　　目	予　算　額	付　　　記
１繰　出　金	20,102千円	一般会計繰出金
２繰　越　金	185,799	次年度繰越金
合　　計	205,901	

《平成１４年度　職員退職給与金特別会計予算》

（収　入）

科　　　目	予　算　額	付　　　記
１一般会計繰入金	2,000千円	
２雑　収　入	26	預金利子
３繰　越　金	37,356	前年度繰越金
合　　計	39,382	

（支　出）

科　　　目	予　算　額	付　　　記
１退職給与金	1千円	
２繰　越　金	39,381	次年度繰越金
合　　計	39,382	

☆平成１４年度の組合費について

◇徴収期日

期別	賦　課　金　種　別	賦　課　期　日
１期	維　持　管　理　費（前期）	平成14年 7月 1日～ 7月31日
２期	維　持　管　理　費（後期）	平成14年 8月 1日～ 9月 2日
３期	かんがい排水事業特別負担金（前期）	平成14年 9月 1日～ 9月30日
４期	かんがい排水事業特別負担金（後期）	平成14年10月 1日～10月31日
５期	ほ場整備事業特別負担金	平成14年11月 1日～12月 2日
６期	畑地帯総合整備事業特別負担金	平成14年12月 1日～12月25日

◇徴収金額（１０アール当り）

イ	維　持　管　理　費	8,800円(前期4,500円・後期4,300円)
ロ	かんがい排水事業特別負担金	8,470円(前期4,470円・後期4,000円)
ハ	ほ場整備事業特別負担金	
	江北浜新田場地区	6,590円
	国　坂　地　区	9,190円
ニ	畑地帯総合整備事業特別負担金	
	下　北　条　地　区	3,100円
	大　栄　地　区	360円

☆地区除外の取り扱いについて

１．農地転用（地区除外）を計画される場合には、まず土地改良区にご相談下さい。

２．現在実施中の県営畑地帯総合整備事業（以下、「畑総事業」）については農業振興地域から除外されている（以下、「農振外」）農地を除き、基本的に地区除外は認められません。（事業完了後８年間を経過しない段階での地区除外は、国、県への補助金返還が必要となります。）

（※　農振外となっている農地は補助事業対象外となります。各集落での事業説明会では農振地域の再編入希望の農地については集落単位で取りまとめていただき県、町へ要望しています。農振外のままでは更新費用全額負担となり施設更新が困難ですので、改良区では畑総事業完了年度を最終年度としてかんがい停止する方針です。）

３．県営畑総事業の関連、かんがい施設等を調査の上、支障が無い場合（支障があれば条件を付けて）許可書を交付します。

４．道路、河川用地等の公共事業として用地買収される場合、及び農振外の農地について下表のとおり決済金が必要です。

※　公共用地買収であっても、地区除外の申請手続きと決済金が必要です。地区除外の手続きと決済金を納めていただかないと、いつまでも賦課金が賦課されますので、用地交渉の時に「北条砂丘土地改良区の受益地」であることを言って、後日に問題が残らないようにお願いします。

〔平成１４年度 地区除外決済金〕

１	維持管理費決済金（１０アール当り）		２３４，０５９円
２	償還金決済金（１０アール当り）		
	イ	かんがい排水（自動化）事業	３０，４８２円
	ロ	ほ　場　整　備　事　業	
		江北浜新田場地区	３８，７６４円
		国　坂　地　区	５０，１８４円

（注）

１）維持管理費決済金は、今後、改良区の運営及び施設を管理していくための費用を決済していただくものです。

２）かんがい排水事業及びほ場整備事業決済金は、過去において国、県の補助を受けて実施した事業の借入金の未償還額を決済していただくもので、決済金は全額償還に充当するものです。

☆こんなときは必ず手続きをお願いします

農地の権利関係が、次の事由により異動したときは必ず土地改良区に届出下さい。（組合員資格得喪通知書は改良区にあります。）

１．組合員の死亡　２．土地の売買・譲渡　３．住所や氏名の変更　４．農業者経営移譲年金を受給